

福島県除雪オペレーター育成支援事業について (Q&A)

【募集条件関係】

Q 大型自動車免許や大型自動車特殊免許を必要とする除雪機械とは何か。

A 大型自動車免許 : 除雪トラック
大型自動車特殊免許: グレーダー、ドーザ及びトラクタショベル(装輪式)、
ロータリ(大型特殊自動車に属す小型除雪車を含む)。

Q 当事業を申し込む前に、大型自動車特殊免許等を取得していた場合、補助金の交付対象となるのか。

A 従業員が当該年度の4月1日時点で企業に在籍し、4月以降に免許取得の申込みを行い、大型自動車特殊免許等を取得した場合は補助金の交付対象となります。

Q 1社当たりの申請人数は何人までか。また、方部毎の募集人数は。

A 特定の地域や企業の偏重を防止するため、1社当たりの上限の目安を3名程度とさせていただきます。

また、県内各方部の募集人数は、会津地方: 10~15名程度、中通り地方: 5~10名程度、浜通り地方: 5~10名程度を目安としております。

なお、上記については、応募状況により調整させていただく場合があります。

Q 冬期の短期雇用の従業員は対象となるのか。

A 申請時点で企業に在籍していない従業員は、対象となりません。

【次頁に続く】

Q 外国籍の従業員でも対象となるのか。

A 新たに日本で免許取得を行う場合は対象となります。

Q 募集人数は何名を想定しているのか。

A 今年度は約20名程度を想定しています。

Q これまで大型自動車特殊免許や大型自動車特殊免許以外の免許で除雪作業を行っており、新たに大型自動車特殊免許等を取得する場合は、補助金の交付対象となるのか。

A 新たに大型特殊免許等の取得に必要な経費は補助金の交付対象となります。ただし、過去に車両系建設機械運転技能講習会を受講済みの場合は、再度受講しても補助金の対象となりません。

Q 過去に大型自動車特殊免許を取得しているため、車両系建設機械運転技能講習会の受講のみを申請した場合も補助金の交付対象となるのか。

A 車両系建設機械運転技能講習会の受講料は補助金の交付対象となります。

【留意事項】

Q 会社が他の補助金や助成金を併用して申請することができるか。

A 併用は認められません。

【次頁に続く】

Q 個人で申請する教育訓練給付金は、併用してもよいか。

A 本制度は会社に補助する制度になります。そのため、個人が受給できる補助金については、各給付金等を所管する申請先に相談してください。

Q 従業員が3年以内に退社した場合、補助金は返還となるのか。

A 3年間従事しなかった場合は、補助金を返還していただきます。

Q 従業員が3年間除雪作業に従事しなかった場合、補助金は返還となるのか。

A 3年間従事しなかった場合は、補助金を返還していただきます。

Q 従業員が入院や親の介護等で当該年度に除雪作業に従事できない場合、補助金は返還となるのか。

A やむを得ない理由により従事できない場合は、返還の必要はありません。ただし、やむを得ない事象が発生した際には、速やかに申請した最寄りの建設事務所にその理由を書面で提出してください。

【やむを得ない理由の例】

- ・病気やけが等による入院
- ・介護休暇、産前産後休暇、育児休暇 など